物件番号 契約締結日

		上 尹 前	青 負契約	U 🔳		収入印紙	
称					_		
所					_		
ŕ	年 月	日より	年	月 日記	きで	お客様分につきましては 請負金額に対応した	
施工しない日又は	は時間帯の定		71117	1444		印紙を必ず貼付下さい。	
施工しない日		工 <u>事を</u> 施工	しない時間				
			様 ————	印			
				TEL			
				FAX			
		株式会社ホーム				印	
高知市介良2	<u> </u>	(本社) 高知市	薊野中町13-	-18ホームイン	/プラス1階		
			印	TEL0120-	026-665 F	AX088-855-7318	
請負金額		総額		金		円(税込)	
	5 研)	うち工事価格 (取引に係る消費税額を除く額)		 金		 円	
		引に係る消費税額				 円	
工事内容							
		ては、お客様支給とさせて 更が生じる場合があります				況により施工内容、	
支払方法							
① 契約締結後	(月	日までにご入金	≧願います)	金		円(税込)	
② 中間金	(月	日までにご入金	を願います)	金		円(税込)	
③ 工事完成引渡	後(日以内)	金		円(税込)	
. 支払は下記口層	もへ振込をわり	額いします。					
				站 4 口 应	○○纽須	- 00±¢	
預金口座 口座番号	〇〇 普通	銀行 〇〇支店		預金口座 口座番号	普通	· ○○支店	
預金口座	〇〇 普通	銀行 〇〇支店			普通	テ ○○支店 比ホームイン	
預金口座 口座番号 口座名義 お振込を銀行・	〇〇 普通 株式 郵便局にて振込 郵便局の振込	銀行 〇〇支店 会社ホームイン A依頼される時は、ご何 受領書をもって領収		口座番号 口座名義 *お施主様名(請	普通 株式会社	tホームイン	

⑤図面・その他 (1.) (2.

この契約の証として本書2通を作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有する。

※この書類は大切に保存してください。

■施工写真をホームインリフォームのHPで掲載しても良い口 ※どこの写真かわからないようにします。

工事請負契約約款

(総則)

- 第1条 注文者と請負者は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、 信義を守り、誠実にこの契約を履行する。
 - 2 この契約書および、添付の御見積書、仕上げ表、打ち合わ せシート等にもとづいて、請負者は工事を完成し、注文者 と請負者は契約の目的物を確認するものとし、注文者は、 その請負代金の支払いを完了する。

(打ち合わせどおりの工事が困難な場合)

- 第2条 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打ち合わせどおりの施工が不可能、もしくは不適切な場合は、注文者と請負者が協議して、実状に適するように内容を変更する。
 - 2 前項において、工期、請負代金を変更する必要があるとき は、注文者と請負者が協議してこれを定める。

(一括下請負・一括委任の禁止)

第3条 あらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合を除き、請 負者は請負者の責任において、工事の全部または大部分を、 一括して請負者の指定する者に委任または請け負わせるこ とができない。

(権利・義務などの譲渡の禁止)

- 第4条 注文者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得な ければ、この契約から生ずる権利または義務を、第三者に 譲渡することまたは継承させることはできない。
 - 2 注文者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済の工事材料(製造工場などにある製品を含む)・建設設備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

(完了確認・代金支払い)

第5条 工事を終了したときは、注文者と請負者は両者立会いのも と契約の目的物を確認のうえ引き渡しを行い、注文者は 請負契約書記載の期日までに請負代金の支払いを完了する。

(支給材料、貸与品)

- 第6条 注文者よりの支給材料または貸与品のある場合には、その 受渡期日および受渡場所は注文者と請負者の協議の上決定 する。
 - 2 請負者は、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検収 するものとし、不良品については注文者に対し交換を求め ることができる。
 - 3 請負者は支給材料または貸与品を善良な管理者として使用 または保管する。

(第三者への損害および第三者との紛議)

- 第7条 施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を 生じたときは、注文者と請負者が協力して処理解決にあた ス
 - 2 前項に要した費用は、請負者の責に帰する事由によって生じたものについては、請負者の負担とする。なお、注文者の責に帰するべき事由によって生じたものについては、注文者の負担とする。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更)

第8条 工期内に物価等の変動により請負代金が著しく不適当と なり、これを変更する必要があると認められるときは、 注文者と請負者で協議して請負代金を変更する。

(不可抗力による損害)

第9条 天災その他自然的または人為的事象であって、注文者・請 負者いずれにもその責を帰することのできない事由(以下 「不可抗力」という)によって、工事済部分、工事仮設物、

- 工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器(有償支給材料を含む)または工事用機器について損害が生じたときは、請負者は、事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する.
- 2 前項の損害について、注文者・請負者が協議して重大なものと認め、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、注文者がこれを負担する。
- 3 火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の注文者の負担額から控除する。

(契約不適合の責任)

第10条 工事の目的物が引渡されてから1年以内に民法上の契約不 適合が発見された場合、請負者は民法に定める責任を負う

(工事の変更、一時中止、工期の変更)

- 第11条 注文者は、必要によって工事を追加、変更または一時中止 することができる。
 - 2 前項により、請負者に損害を及ぼしたときは、請負者は注 文者に対してその補償を求めることができる。
 - 3 請負者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文 者に対してその理由を明示して、工期の延長を求めること ができる。延長日数は、注文者と請負者が協議して決める

(遅延損害金)

- 第12条 請負者の責に帰する事由により、契約期間内に契約の工事が完了できないときは、注文者は遅滞日数1日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金(損害賠償額の予定。以下、「違約金」について同じ。)を請求することができる。
 - 2 注文者が請負代金の支払を完了しないときは、請負者は遅 滞日数の1日につき、支払遅滞額に年14.6%の割合を乗じ た額の違約金を請求することができる。

(紛争の解決)

第13条 この契約について、紛争が生じたときは、本物件の所在地 の裁判所を第一審管轄裁判所とし、または裁判外の紛争処 理機関によって、その解決を図るものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 第14条 注文者が、個人であると団体であるとを問わず、次の各号のいずれかに該当する場合、又は該当すると請負者が認めた場合には、請負者は何らかの通知・催告なしに、この契約の全部又は一部を解除又は解約できるとともに、それにより被った損害の賠償を注文者に請求することができる。
 - (1) 注文者が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力 団関係者、その他反社会的勢力(以下、反社会的勢力とい う)である場合、又はあった場合。
 - (2) 注文者の主要な出資者、代表者、役員、経営幹部も しくは実質的に経営権を有するもの(以下、注文者の役員 等という)が反社会的勢力である場合、又はあった場合。
 - (3) 注文者が、自ら又は第三者を利用して、請負者に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合。 (4) 注文者が、自ら又は第三者を利用して、請負者の名
 - (4) 注义者が、目ら又は第二者を利用して、請負者の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をした場合。
 - 2 請負者が前項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除 又は解約した場合には、注文者に損害が生じても、請負者 はこれを一切賠償しない。

(補則)

第15条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ注文 者と請負者が誠意をもって協議して定める。

個人情報の利用目的に関するご通知

お客様にご記入いただいた個人情報は、以下の目的の範囲内で利用させていただきます。ご了承ください。

- ①お客様へ当社取扱の工事・商品・サービスやプランをご提供するため。 ②アフターサービス・メンテナンスの実施のため。
- ③当社の品質・サービスの向上に係わる調査の実施のため。
 ④当社からのダイレクトメール等による定期的な情報の提供のため。
- ⑤緊急時に行うお客様への連絡のため。 ⑥お客様から寄せられたご質問・ご意見・ご要望にお応えするため。